

仕様書

令和8年度ボートレース尼崎PRキャラバン運営業務委託の受託者は、当該仕様書及び受託者が提出した企画提案書に基づき、適切に履行すること。

1 業務名称

令和8年度ボートレース尼崎PRキャラバン運営業務

2 業務趣旨

(1) 市民に親しまれるボートレース場づくり

市の財政に貢献するためのボートレース事業を継続させるためには、市民の理解が欠かせず、ボートレースを知ってもらい、気軽に触れてもらうきっかけづくりが重要である。

主に市内各地で実施される地域のまつりや商業施設等のイベントの場にPRブースを出展し、普段ボートレースに馴染みのない市民にボートレースに「見て」・「触れて」・「楽しんで」もらうとともに、ボートレースの収益がまちづくりに貢献していることを知ってもらうことで、ボートレース尼崎に対して親近感を持ってもらうことを目的とする。

(2) ファミリー層の来場促進

ボートレース尼崎では、Moovvi あまがさきや季節や時期に応じたファミリー層向けのイベント開催など、ボートレースパーク化を推進しているところである。

今後も、市内のみならず市外も含むファミリー層に楽しんでもらえる場所として「ファミリー層来場の定着化」と「地域に開かれた施設」を目指していくものである。

3 実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 委託者が指定する尼崎市内で開催されるまつりでのPR業務

尼崎市のまつりでは、尼崎市民まつり、市内6地区（大庄、武庫、立花、中央、園田、小田）の地区まつりがある。地区まつりは地元自治会やこども会、PTA、消防団、民生児童委員等（構成は地区により異なる）、それぞれの地域の団体が実行委員会を組織し、バザーの出展料や地元企業や商店の協賛金等を原資とし、ステージや展示等、住民主体で作りに上げていく、正に地域が一体となったまつりである。

ア 業務内容

- (ア) 会場でのブース出展によるボートレース尼崎及びMoovvi あまがさき PR 業務
- (イ) パンフレット、ノベルティ等配布業務（ギフト（旧ギフトポイント）配布及び配布時の説明も含む）
- (ウ) 当日の案内・接客業務
- (エ) ファミリー層向けコンテンツの企画・運営

- (オ) 出展のための実行委員会等との調整
- (カ) 後述する指定の各まつりの出展料、協賛金の計上及び支払い（協賛名は受託者名ではなくボートレース尼崎とすること） 等

イ 尼崎市内で開催されるまつり

- (ア) 尼崎市民まつり（主催：尼崎市民まつり運営委員会）
 - ・実施日
令和8年10月10日（土）
 - ・開催場所
日鉄鋼板 SGL スタジアム尼崎周辺
 - ・協賛金等必要経費
80,000 円程度
 - ・想定来場者数（過去実績等）
延べ6万人程度
- (イ) 大庄地区「大庄まつり」（主催：大庄まつり実行委員会）
 - ・実施日
令和8年9月13日（日）
 - ・開催場所
ボートレース尼崎
 - ・想定来場者数（過去実績等）
延べ2千人程度
- (ウ) 園田地区「園田カーニバル」（主催：園田カーニバル実行委員会）
 - ・実施日
令和8年9月20日（日）
 - ・開催場所
園田競馬場
 - ・協賛金等必要経費
30,000 円程度
 - ・想定来場者数（過去実績等）
延べ8千人程度
- (エ) 武庫地区「武庫まつり」（主催：市民運動武庫地区推進協議会）
 - ・実施日
令和8年10月24日（土）
 - ・開催場所
西武庫公園
 - ・協賛金等必要経費
30,000 円程度
 - ・想定来場者数（過去実績等）
延べ2万人程度

(オ) 小田地区「小田まつり」(主催：市民運動園田地区推進協議会)

- ・実施日
令和8年11月8日(日)
- ・開催場所
小田南生涯学習プラザ
- ・協賛金等必要経費
30,000円程度
- ・想定来場者数(過去実績等)
延べ4千人程度

(カ) 立花地区「立花まつり」(主催：市民運動立花地区推進委員会)

- ・実施日
令和8年11月1日(日)
- ・開催場所
立花南生涯学習プラザ
- ・協賛金等必要経費
30,000円程度
- ・想定来場者数(過去実績等)
延べ3千人程度

(キ) 中央地区「中央まつり」(主催：市民運動中央地区推進協議会)

- ・実施日
令和8年12月5日(土)
- ・開催場所
尼崎城址公園
- ・協賛金等必要経費
30,000円程度
- ・想定来場者数(過去実績等)
延べ2千人程度

(ク) スポーツのまち尼崎フェスティバル(主催：尼崎市／尼崎市教育委員会／公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団)

- ・実施日
令和8年10月12日(月・祝)
- ・開催場所
尼崎市記念公園施設
- ・協賛金等必要経費
30,000円程度
- ・想定来場者数(過去実績等)
延べ2万人程度

ウ 留意事項

- ・各地域色の強い行事のため、企画提案に当たってはまつりの趣旨になじみ、実行委員会等や地域が抵抗なく受け入れ、また、来場者の多くが気軽に立ち止まる内容に工夫すること。
- ・Moovvi あまがさきの利用を促進できるような仕掛けを提案すること。（特に平日利用）
- ・雨天の場合における開催の扱いについては、各まつりにより異なり、ブースの出展可否についてそれぞれ実行する実行委員会等に従うこと。また、日程の順延や中止があった場合の委託料の取り扱いについては、委託者及び受託者の双方が協議して決定する。
- ・契約締結後、中止等により各まつりへの出展が出来ない場合は、原則、中止等となったまつりの地区内でのイベントや商業施設等で代替地の提案、代替のPR方法を提案すること。なお、「2 業務趣旨」に沿った上で、PR業務が図ることができる場合は、市外での提案も可とする。決定は、委託者、受託者の協議の上、決定する。
- ・協賛金等必要経費については、あくまでも参考額となる。よって、各地区の協賛金等必要経費で差額が発生する場合は、契約締結後、委託者、受託者で協議の上、決定する。
- ・大庄まつりについては、ステージイベント（15分～20分程度）を実施すること。
- ・詳細は、契約締結後、委託者、受託者とで別途協議し決定する。

(2) 「(1) 委託者が指定する尼崎市内で開催されるまつりでのPR業務」以外におけるPR業務

ア 森の文化祭

(ア) 日時・場所

令和8年11月8日（日）※雨天順延時は令和8年11月15日（日）

尼崎の森中央緑地

(イ) 業務内容

- ・会場でのブース出展によるポートルース尼崎及びMoovvi あまがさきのPR業務
- ・パンフレット、ノベルティ等配布業務（ギフト（旧ギフトポイント）配布及び配布時の説明も含む）
- ・当日の案内・接客業務
- ・ファミリー層向けコンテンツの企画・運営
- ・実行委員会との調整及び協力 等

(ウ) 留意事項

- ・雨天の場合の開催の扱いについては、委託者の指示に従うこと。また、日程の順延や中止があった場合の委託料の取り扱いについては、委託者及び受託者の双方が協議して決定する。
- ・詳細は、契約締結後、委託者、受託者とで別途協議し決定する。

(エ) 想定来場者数（過去実績等）

延べ3千人程度

イ 鉄道の日はんしんまつり

(ア) 日時

令和8年11月7日（土）

(イ) 業務内容

- ・会場でのブース出展によるボートレース尼崎及びMoovvi あまがさきの PR 業務
- ・パンフレット、ノベルティ等配布業務（ギフト（旧ギフトポイント）配布及び配布時の説明も含む）
- ・当日の案内・接客業務
- ・ファミリー層向けコンテンツの企画・運営
- ・阪神電気鉄道株式会社との調整 等

(ウ) 留意事項

- ・「(1) 委託者が指定する尼崎市内で開催されるまつりでの PR 業務」で記載した開催場所と日程が被る可能性があるため、被っても対応できる体制とすること。
- ・Moovvi あまがさきの利用を促進できるような仕掛けを提案すること。(特に平日利用)
- ・雨天の場合の開催の扱いについては、委託者に従うこと。また、日程の順延や中止があった場合の委託料の取り扱いについては、委託者及び受託者の双方が協議して決定する。
- ・詳細は、契約締結後、委託者、受託者とで別途協議し決定する。

(エ) 想定来場者数（過去実績等）

延べ7千人程度

(3) 上記(1)及び(2)以外の場所において、「2 業務趣旨」に沿った PR 業務が図ることができる商業施設等イベントスペースを活用した PR 業務を実施すること。

(ア) 日時（予定）

契約締結後、委託者、受託者とで別途協議し決定する。

※令和 8 年 10 月末から SG ボートレースダービーを開催することから、当該レースのプロモーションとなり得る提案も可とする。

(イ) 業務内容

- ・会場でのブース出展によるボートレース尼崎及びMoovvi あまがさきの PR 業務
- ・パンフレット、ノベルティ等配布業務（ギフト（旧ギフトポイント）配布及び配布時の説明も含む）
- ・当日の案内・接客業務
- ・ファミリー層向けコンテンツの企画・運営
- ・商業施設等との調整 等

(4) パンフレット及びオリジナルノベルティ制作業務

上記(1)から(3)の実施時に配布するパンフレットとして、ボートレース尼崎が推進しているボートレースパーク化を訴求するパンフレットとファミリー層に喜んでもらえるノベルティを制作すること。

数量については、企画提案時に示す各会場で配布する想定人数分を制作することとし、パンフレットのサイズについては A4 サイズの 2 つ折りで仕上げること。

なお、パンフレットの印刷データ（ai データおよび PDF データ）については、業務完了後に DVD - R 等の媒体を用いて市に納品すること。

5 その他

- (1) PR 業務を実施する際の必須事項は以下のとおり。ただし、出展場所の面積等によっては設置が困難な場合がある。その場合は、契約締結後、委託者及び受託者で協議の上、決定する。
 - ア レースの醍醐味を感じていただける取組み
(例)・展示用ボート・カポックー式展示（左記は委託者から貸し出しも可）
 - イ 各ブース等においてテーブルクロス等、ボートレースのイメージに合う装飾を施すこと。
装飾物は時期を問わず使用できるものとする。
 - ウ ボートレース尼崎のイメージキャラクター（サンプル、ぶるたん、ピンクル）の着ぐるみを少なくとも1体を着用しPRすること（3体でも可）。
 - エ 委託者が依頼するPR掲載物等を必要に応じて設置や配布すること。
- (2) 当日の会場設営、トラブル発生時の対応等、一連の業務について、責任をもって対応すること。本業務が原因で発生した事故等については、受託者が責任を負うものとする。
- (3) トラブル防止の対応、トラブル発生時の対応、トラブルに対応するスタッフの配置及び連絡体制を整備すること。
- (4) 業務実施日は、統括できる者を配置すること。
- (5) 各業務のスケジュールを表形式にして体系的に落とし込んだものを含めるとともに、どのような体制で行うかなどについて示すこと。
- (6) キャンセルポリシーについては受託者の企画提案書の記載のとおりを原則とするが、必要に応じて委託者及び受託者で協議すること。
- (7) 広告内容については、公序良俗に関連する法令、その他各広告媒体を管理する者が定めた掲載ルール等を遵守するとともに、掲載する媒体や目にする対象者を考慮し、不快の念を抱いたり、青少年の健全育成などにとって好ましくない内容については厳に慎むこと。
- (8) 業務内容に備え、イベント保険に加入すること。
- (9) 業務実施日にお客様満足を図るアンケートを取ること。アンケートの内容は、契約締結後、委託者及び受託者で協議し決定する。なお、お客様が積極的にアンケートに回答してもらえ工夫を凝らすこと（例：アンケート回答者にはお菓子プレゼント等）。
- (10) 業務に必要な備品については、事業者で必ず用意すること。
- (11) ギャンブル色を可能な限り排除し、その内容に配慮すること。
- (12) 企画提案に基づく、実施に向けての関係各所との調整（予め委託者が指定する事務を除く。）について委託者の信頼を損なわないよう、責任をもって処理すること。なお、各実行委員会等や開催会場へ直接問い合わせる場合は、事前に委託者の了解を得ること
- (13) 各PR業務の場所では、出張モーヴィや選手募集といったボートレース事業も同時出展する場合がある。その場合、契約締結後、予め委託者から受託者に申し出る。申し出があった場合は、受託者は出展先との調整等の協力を努めること。
- (14) より多くの方に興味・関心をもってもらうため、各会場での目標値を提案時に必ず示すこと。

6 留意事項

各業務に掲げる条件を満たすほか、下記の条件を勘案し、最も効果的かつ趣向をこらした具体的なイベントを実施すること。

- (1) 見るだけでなく、自らが参加できる「体験型」の企画を工夫すること。
- (2) 企画を立てるにあたっては、従前の内容にこだわることなく、常に新しい視点で実施すること。

7 業務報告

実施内容について、業務完了後、速やかに実績報告書を提出すること。なお、実績報告書については、当日の様子が分かる画像データや、実施した内容の各数値（配布人数や乗艇人数等）、アンケート結果からの分析等を記載すること。

8 準拠する法令等

本業務実施に当たっては、本仕様書によるほか、下記に示す関連法令及び規定等に準拠して行うものとする。

- (1) 尼崎市財務規則（尼崎市公営企業局会計規程）
- (2) 個人情報保護法等その他関連法令及び条例

9 法律の厳守等

受託者は、契約の履行に当たり、本業務の意図及び目的を十分に理解した上で、最高の技術を発揮するとともに、委託者の指示を厳守し、誠実に実施しなければならない。

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり関連する法律等を遵守しなければならない。なお、これらの諸法規の運用適用は受託者の負担と責任において行う。
- (2) 受託者は、常に中立性を保持しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務において知り得た事項について、守秘義務を負うとともに、業務内容、成果等を委託者の許可なく使用又は、利用してはならない。
- (4) 事業実施に当たっては、関連する法令及び実施要領のほか、国が示す実施要領、Q&A等及び委託者の指示に従いながら進める。

10 再委託について

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本委託の主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、事前に書面により委託者の承諾を得た場合に限り、本委託の主要な部分を 除く業務の一部を再委託（第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）することができる。
- (3) 受託者は、再委託の契約を締結した第三者（以下「再委託先」という。）に、二次以下の再委託をさせてはならない。ただし、業務の性質その他の理由で、真にやむを得ない場合はこの限りではない。
- (4) 前号ただし書きを適用する場合、第2号の規定を準用する。
- (5) 受託者は、委託者に対して、再委託先（二次以下の再委託を含む。この号及び次号において同じ。）が第2号（第4号で準用する場合を含む。）で規定する承諾に基づき行う 本委託の

一部の業務（以下「再委託業務」という。）を履行するに当たり行った、全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- (6) 再委託先が再委託業務の履行において、委託者に損害が発生した場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

11 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から 30 日以内に一括払

12 契約保証金の納付について

尼崎市公営企業局契約規程の規定により準用する尼崎市契約規則第 31 条により、契約保証金（契約金額の 100 分の 5 以上）の納付が必要となる。ただし、同規則第 32 条各号に該当する場合は契約保証金の納付は免除する。

なお、契約保証金については契約期間における業務がすべて完了した際に還付する。

13 問い合わせ先

尼崎市公営企業局ボートレース事業部 開催運営課 松本・石原・井ノ上

電話 06-6419-3181

アドレス：ama-boat-kaisaiunei@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上